

# 箱根山（大涌谷）火山避難計画

(抜粋)



平成31年2月  
箱根山火山防災協議会

## 第5章 噴火警戒レベルの引き上げに伴う避難

### 第1 噴火警戒レベル1・2

箱根町長は、噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合又は噴火警戒レベル1において火山活動が活発化し、火口周辺に影響を及ぼすおそれがある場合は、想定火口域に避難指示を発令し、住民等を避難させる。

【避難対象地域】  
 噴火警戒レベル2の避難対象地域  
 <大涌谷周辺（半径 440m～530m）の楕円のエリア>



図 8 大涌谷周辺の施設

(カッコ内は、大涌谷園地の一次避難場所の収容可能人数)

- 1 初動対応  
箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルのとおり
- 2 避難誘導  
箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルのとおり

表 1 噴火警戒レベル1・2における二次避難ルート

一次避難場所	避難ルート
大涌谷周辺	→県道735号→県道75号→芦ノ湖キャンプ村及び前駐車場

## 第2 噴火警戒レベル3

### 1 対応

箱根町長は、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合又は居住地の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合は、想定火口域の端から約700m（半径1,140m～1,230m）の範囲に避難指示を発令し、住民等を避難させる。

また、想定火口域の中心から2.1kmの範囲の要配慮者等は、状況により避難準備又は避難をする。（P43 図13 参照）

### 2 避難対象地域

【避難対象地域】

噴火警戒レベル3の避難対象地域

<想定火口域の端から700m（半径1,140m～1,230mの楕円のエリア）>

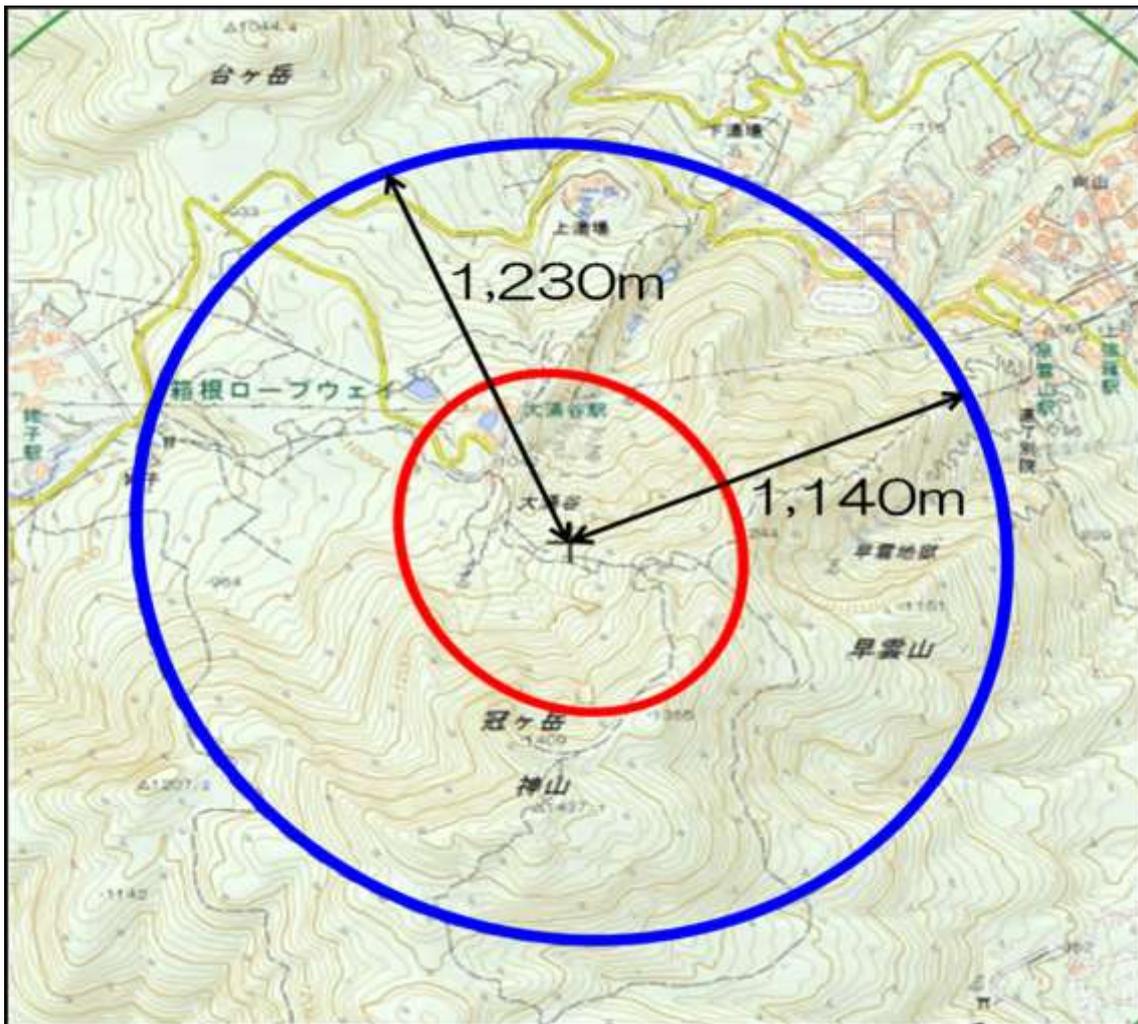


図9 噴火警戒レベル3の避難対象地域（青色実線）

表2 噴火警戒レベル3における避難対象地域

避難対象地域	場 所	二次避難場所
大涌谷周辺	大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
早雲郷エリア	早雲山上・上湯・下湯バス停周 辺	箱根町老人福祉センター やまなみ荘
姥 子エリア	姥子温泉秀明館	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場

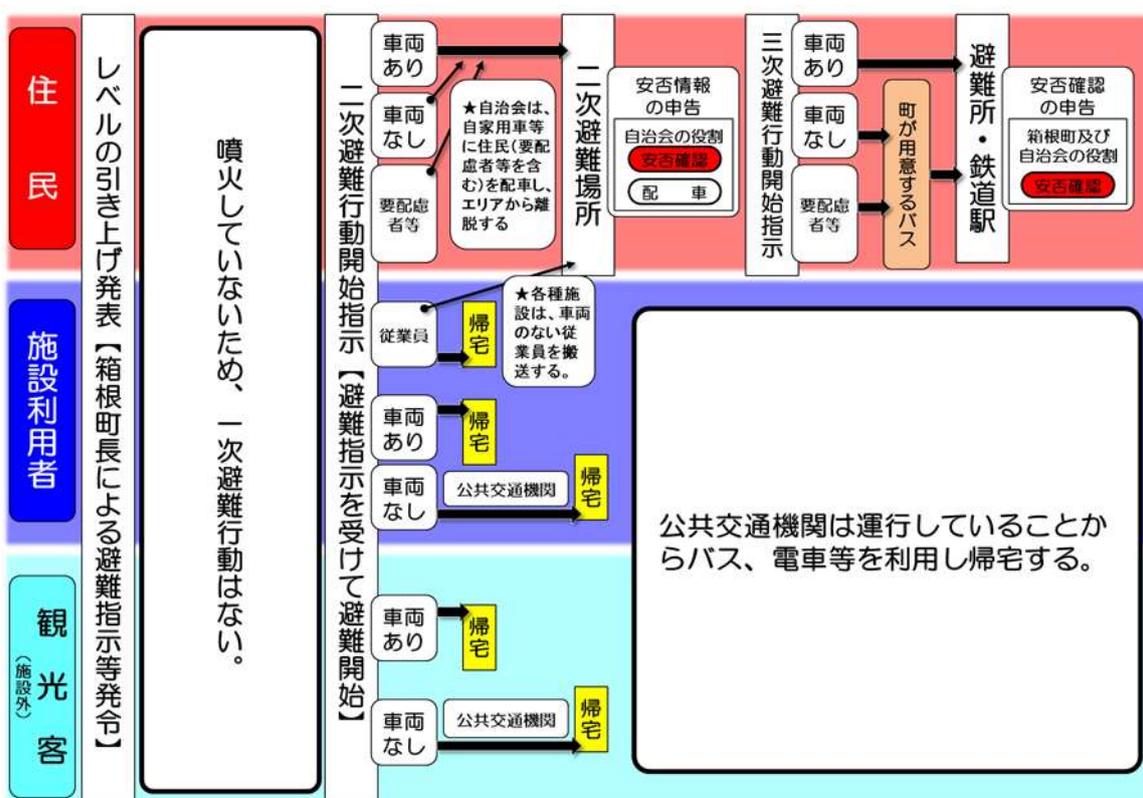


図 10 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難チャート図

### 3 情報の入手及び伝達

神奈川県災害対策課は、横浜地方気象台から気象庁が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した旨の連絡を受けた場合、速やかに箱根山火山防災協議会等の構成員に伝達を行う。

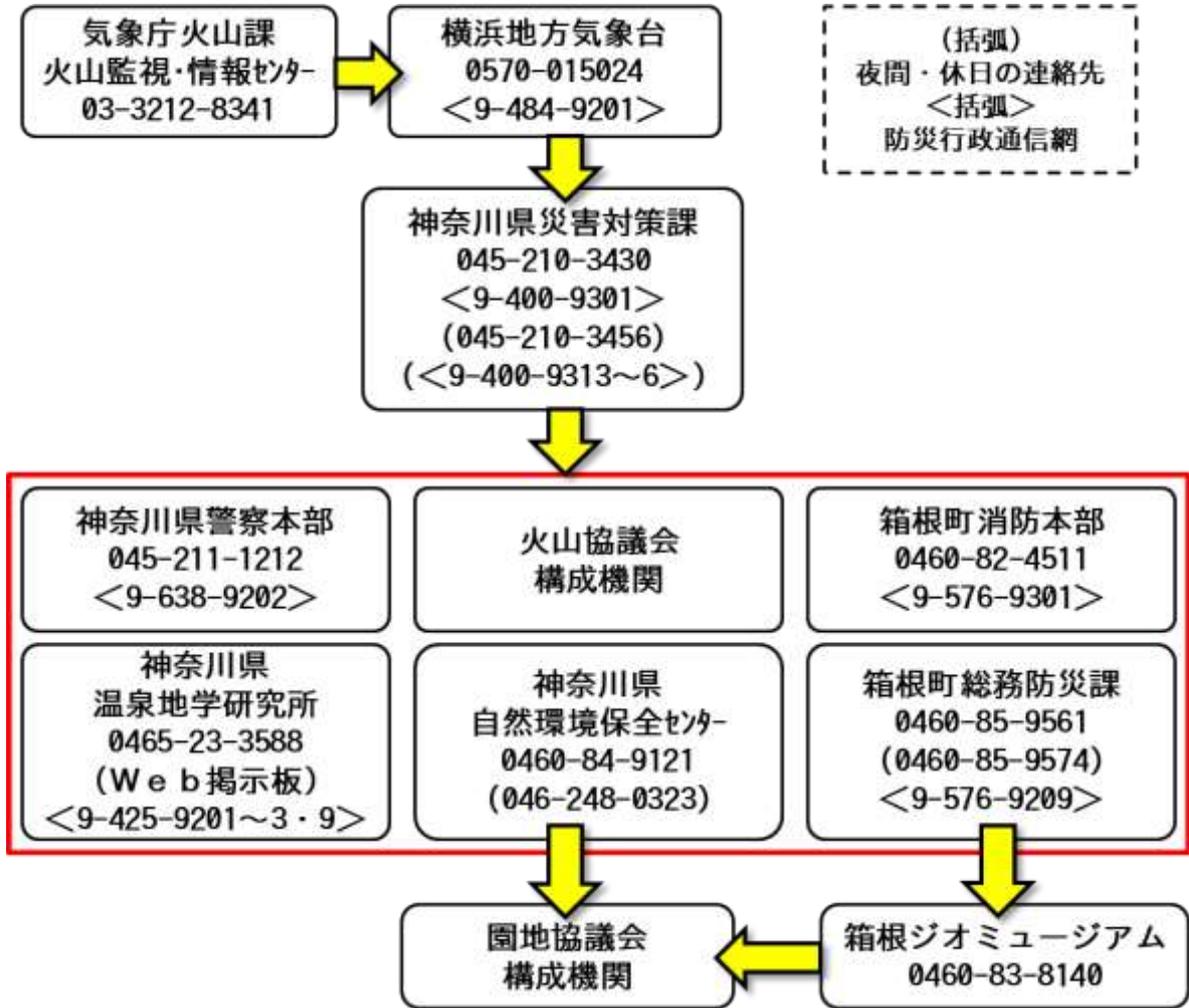


図 11 噴火警戒レベル引き上げ時の情報伝達チャート図

#### 4 箱根山火山防災協議会の助言

県は、気象庁が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した場合、所要の防災措置を行った後、速やかに箱根山火山防災協議会等を開催し、気象庁、温泉地学研究所等の専門家の意見を聞き、住民等の避難、関係機関が実施した防災対応等の確認及び情報共有を行う。

#### 5 住民等がとるべき行動

##### (1) 住民等

住民等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、県警察、各種施設、自治会等及び大涌谷周辺施設の従業員等の誘導により速やかに避難する。

##### (2) 要配慮者等

噴火警戒レベル3の避難対象地域に居住する要配慮者等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、各種施設、自治会等の支援を受け、選定された施設等に速やかに避難する。また、噴火警戒レベル4（水蒸気噴火）及び5（水蒸気噴火）の避難対象地域に居住する要配慮等は、避難の準備を行う。

6 関係機関の応急活動

表 3 噴火警戒レベル3における関係機関の応急活動

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 想定火口域から 700m 以内にいる住民等に避難指示を発令する。</li> <li>• 防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>• 所要の態勢を整え、避難対象地域において避難誘導を実施する。</li> <li>• 入山規制を実施する（場合により、災害対策基本法第 63 条第 1 項「警戒区域の設定」の適用を検討・実施する。）。</li> <li>• 県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>• 県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>• 関係機関と連携し、住民等の避難誘導を行う。</li> <li>• 住民等の安否確認を行う。</li> <li>• 避難対象地域外に避難所を開設する。</li> <li>• 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> <li>• 想定火口域の中心から 2.1km の範囲に居住する要配慮者等に避難準備情報を発令する。</li> </ul>
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難対象地域の住民等に対し、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>• 避難完了した住民等の安否確認を行う。</li> </ul>
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難対象地域の住民等に対し、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>• 避難完了した住民等の安否確認を行う。</li> <li>• 避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣する。</li> <li>• 情報収集及び各種応急活動の支援調整を行う。</li> <li>• 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊は、現場において箱根山火山防災協議会構成機関と連携し、被災状況、避難状況、負傷者数、死者数等の情報共有のほか、県への要望等を集約する。</li> <li>• 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> </ul>

<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。</li> <li>• 箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>• 箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>• 関係機関と連携し、住民等の避難誘導を行う。</li> </ul>
<p>箱根町消防</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する。</li> <li>• 住民等の避難誘導を行う。</li> </ul>
<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> </ul>
<p>国交省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土砂災害防止法に基づき、降灰後の降雨による二次泥流（土石流）発生の危険性を調査する。</li> </ul>